

<自閉症・情緒障害特別支援学級の入級相談の流れ>

①

相談開始
(保護者から在籍校に相談)

- ・ 保護者が学校に相談します。
- ・ 学校では、その結果を踏まえ検討します。

※ 区外で自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍されていたお子様が転入された場合は、初めに通常級に在籍した上で、ご相談をお受けします。

②

診断書・心理発達検査書類
の取得

- ・ 診断書及び心理発達検査の結果を病院等で取得してください。
- ・ 診断書には、自閉症又はそれに類するもの、主として心理的な要因による選択制(場面)かん黙等の記載が必要となります。
- ・ 心理発達検査の有効期間は、検査実施年度を含めた3年以内(令和6年4月以降)のものとなります。

③

教育センターへの
申し込み

〈電話受付 : 8:30~17:00〉

- ・ 期間内に教育センターにお電話にてお申し込みください。
教育センター就学相談 電話:03-5748-1202
申込期間:令和8年度4月24日~6月12日まで(期間厳守)

④

お子様と保護者の面談

- ・ 場 所 : 教育センター (池上会館4階)
- ・ 所要時間: 50分程度
- ・ 持ち物: 筆記用具・診断書・心理発達検査の結果報告書
ご記入済みの書類3点*

※「面談票」「就学相談票」「お子さまについての調査票(小学生・中学生用)」

⑤

行動観察
(指定された場所)

- ・ 場 所 : 教育センターが指定した場所
- ・ 所要時間: 約1時間~2時間程度 (内容によって異なります)
- ・ 持ち物: 筆記用具・水筒
- ・ 内 容 : お子様の行動観察 (入学予定校 校長、特別支援教室 教員、相談員等による観察)

⑥

就学支援委員会

- ・ 入級の利用が適しているかどうかを検討します。
※ 委員会には保護者は参加しません。
- ・ 就学支援委員会の結果は、教育センターより保護者にご連絡します。
- ・ 利用可能な場合、「利用申込書」を在籍校から渡されるので、記入後に在籍校に提出してください。

⑦

利用決定通知書の発送

- ・ 教育委員会学務課より、「利用決定通知書」を保護者に送付します。